

美郷町定住ポイント制度

転入
10万
ポイント

2万pt×5年間
・美郷町へ転入された方で、過去5年間美郷町に住民登録されていない40歳以下の方

就職
20万(町内)
10万(町外)
ポイント

4万pt×5年間(町内)
2万pt×5年間(町外)
・40歳以下で、転入し就職された方
・町内在住で新卒等の後1年以内に就職された方

お子様の
誕生
30万
ポイント

6万pt×5年間
・お子様が誕生された方
・お子様の誕生1人につき、ポイントを付与します。

ご結婚
5万
ポイント

5万pt 一括で付与
・美郷町在住で婚姻された50歳以下の方
・ご夫婦1人ずつにポイントを付与します。
・初婚再婚は問いません。

有資格者
の方へ
100万
ポイント

20万pt×5年間
・ハローワークを通じて該当する資格を必要とする美郷町内事業所へ就職し、5年以上就業を希望される方
※令和3年度【看護師】【介護福祉士】

「みさとと。Pay」カードに
付与するウリ！
美郷町内の協賛店で使えるウリ！



◇転入・就職・誕生・結婚・有資格就職のライフイベントに応じて定住ポイントを贈ります！

※転入・就職・誕生・結婚の方は5年以上「美郷町に住み続けていただくこと」、就職・有資格者の方は5年以上「就労していただくこと」が前提となっています。

【転入・結婚・誕生・就職(転入を伴う場合)ポイント手続き】

- ①住民課(又は大和事務所)で通常手続き、
「みさとと。Pay」カードを確認→誓約書等記入→手続きは終了です
- ②後日→審査(町税等)→通知書を送付
→「みさとと。Pay」カードへポイント付与(自動付与)
□18歳未満の方は、保護者の方に付与します。
□以下①~④のいずれかに当てはまる場合はポイントの付与ができません。
①5年以内に転出した場合
②美郷町に生活実態がなくなった場合
③申請されているカードが失効・無効になった場合
④5年以内に事業所を離職された場合(就職の方)
□就職の方は5年目まで毎年就労証明書を提出してください。
□転入・誕生の方は、2年目以降は②からの動きとなり、手続きは不要です。

【有資格者・就職(新卒等1年目の場合)ポイント手続き】

- ①美郷暮らし推進課(又は大和事務所)で「みさとと。Pay」カード確認
→就労証明書確認→誓約書等記入→手続きは終了です
- ②後日→審査(町税等)→通知書を送付
→「みさとと。Pay」カードへポイント付与(自動付与)
□5年目まで毎年就労証明書を提出してください。
□5年以内に事業所を離職された場合は付与できません。

※1ポイント=1円

※同じ内容での申請は一度限りです。

※各事象発生日から1年以内に申請してください。(例)転入ポイント：転入日から1年以内に申請

お問合せ先 Tel0855-75-1212 美郷町役場1階 美郷暮らし推進課